

## 第一回甲州市景観審議会 会議録

日時 平成 27 年 1 月 8 日  
場所 甲州市役所本庁 2 階  
第二会議室

### 1. 景観形成の状況について

会 長：事務局より説明願います。

事務局：資料説明（景観計画概要）

会 長：質問はあるか。

委 員：届出勝沼地域の 500㎡はなぜか。

事務局：旧市町村の内容に合わせている。さらに開発指導要綱と足並みをそろえるということもあり、500㎡としている。

委 員：文化庁の文化的景観に松里地域と勝沼地域が計画に入っているが、決定されれば景観条例以上の強い縛りは出てくるか。

事務局：指定されれば、現状以上の規制は出てくる。しかし文化庁が全国を調査したところ県内では少ないなか松里と勝沼については一目置いている。

会 長：甲州市は現在の状況を把握しようと県内でも届出行為は細かく行っている。しかし、いい景観とはなにかというと、非常に難しい。今後はもう少しブラッシュアップしていく必要がある。

### 2. 景観計画の見直し及び景観条例の一部改正について

会 長：事務局より説明願います。

事務局：(資料説明)

会 長：(解説) 景観計画では太陽光発電施設の規制はできないため、事業者に景観配慮してもらおうというお願いしかできない。

事務局：パネル面積 300㎡を設置しようとする、土地面積 500㎡位が必要となる。景観計画で太陽光発電施設パネル面積 300㎡以上を工作物として届出対象にすれば、開発行為等にあたる規模は指導ができるのではないかとねらいがある。

委 員：善光寺の北側斜面に太陽光発電施設が設置されたが、甲府市はどのよ

うな景観計画になっているか。

事務局：甲府市は工作物15m以上は届出が必要。太陽光については1000㎡となっている。

委員：勝沼地域も太陽光発電施設の予定が多くなってきているので、この改正は有効ではないか。

室長：富士北麓では世界遺産エリア10000㎡以上は自然環境保全条例で届出が必要。県と覚書を交わすこととなっている。10000㎡未満は緊急避難的に指導要綱を作成し、1000㎡以上については届出対象にしている。しかし8000㎡の条例逃れもある。富士北麓地域については、景観計画の改正をお願いしている。県内で景観計画を作成している市町村は15市町村。さらに太陽光発電施設の対策として改正しているのは、甲府市と甲州市しかない。その点では甲州市は先進的である。300㎡は場所によっては影響が大きくなると思われるが、早急的な処置としては、有効である。

委員：山林を伐採し、太陽光発電施設設置した場合、元に戻すとなると、何年何十年もかかること。山林伐採しての行為は、最小限にしたい。

事務局：現在、太陽光発電施設設置するのに設置要綱を運用で各課の協議を必要とし、設置に対するハードルを高くしようとしている。

会長：1000㎡であれば開発には該当するか

事務局：建築物の建築に伴う開発であれば、該当する。しかし、太陽光発電施設は建築物でないため、該当しない。

委員：林地開発ではどうか。

事務局：林地開発は1ha以上が該当となるが、許可制でない為、届出すれば伐採してよいとなってしまいます。

委員：再生エネルギーは必要だが、今回の話は、相反する内容である。一般住民にもう少しわかりやすくする必要がある。

会長：市として、設置不可と明確にする必要もあるかと。さらにフォトモンタージュのようなもので理解を深めていくことも必要かと。今後、議事に入れてはどうか。

委員：フォトモンタージュを作成し、理解しやすくし、住民の意識を変えていきたい。

会長：景観計画変更案の内容で、(歴史的、文化的に価値の高い施設の区域を眺める視野内に望見されないようにする。)としたらどうか。  
現在の内容だと、施設を見た場合に背景に望見されてしまう可能性がある。

室長：県の再生エネルギー推進部局でもエネルギー地産地消で太陽光発電につ

いては、推進見込みを満たして今後景観上悪くなるため、太陽光発電はしないしてほしいというスタンスになっている。

委員：高齢者が増えていく中、農業が困難になり、転用が可能となれば、太陽光発電する人が増える。耕作放棄地も太陽光になるだろう。農業委員会でもガイドラインをつくり啓発している。

会長：大きい家屋でどのくらいの太陽光発電施設が乗るか。

委員：200 m<sup>2</sup>位かと。

委員：屋根については、違和感が少ない。山林に設置が大変違和感ある。山がパネルだらけになったら、伐採した木々を戻すのに時間がかかる。さらに、災害も心配であるので、この計画のm<sup>2</sup>数は妥当である。

### 3. 今後のスケジュール

会長：今後のスケジュールを事務局より説明願います。

事務局：実施計画を説明。

- 1、 今年度予定事業
- 2、 平成27年度事業
- 3、 通常事業
- 4、 その他

### 4. その他

室長：景観重要公共施設の位置づけについては、景観計画の変更が必要である。

### 決定事項

フォトモンタージュ等により、住民が理解しやすいような資料作成。

景観計画変更案の一部内容変更。